

# 被災建築物

第25号

令和4年12月12日

# 応急危険度判定

〇Q通信

## 目次

被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの改訂について	
全国被災建築物応急危険度判定協議会 事務局	1
応急危険度判定支援ツールの実証実験の結果及び実用に向けた課題について	
京都市都市計画局建築指導部建築安全推進課	3
判定支援ツールを使用して	
愛知県建築局公共建築部住宅計画課	4
広島県被災建築物応急危険度判定連絡訓練（Web機能を利用した連絡訓練）について	
広島県土木建築局建築課	6

## 被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの改訂について

全国被災建築物応急危険度判定協議会 事務局

### 1. はじめに

令和3年4月8日付 国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室から応急危険度判定活動の長期化の予防のため、事務連絡が発出されました。全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下、「全国協議会」としては、この事務連絡を受け、運用部会大規模災害検討WG（主査：大阪府）において検討を重ね、4年ぶりに被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（以下、「業務マニュアル」）を改訂いたしました。

### 2. 事務連絡の発出

令和3年4月8日付で発出された事務連絡は、次の通りです。

事務連絡  
令和3年4月8日

各都道府県被災建築物応急危険度判定担当部局 御中

国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室

応急危険度判定活動の長期化の予防について  
日頃より建築行政にご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
被災建築物応急危険度判定につきましては、従来より震前実施計画の作成等

ご尽力いただいております。余震等による二次的災害の拡大を未然に防止するため、損傷した建築物の危険性を迅速かつ確に判定して情報提供することが極めて重要です。

そのため、震前実施計画に基づいて要判定区域を設定し、必要に応じて住民からの希望を募り、優先順位をつけて判定活動を行うことが標準とされていますが、住民からの希望に判定活動として応え続けることにより、応急危険度判定が長期化する事例が散見されます。

応急的な調査の必要性が低下した場合は、下記のとおり応急危険度判定活動を終了し、必要に応じて別途実施する住民サービスとして建物被害や耐震化に関するニーズに応じていただきますようお願いします。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁にもこの旨周知方よろしくお願いします。

#### 記

1. 応急危険度判定は、地震発生後の10日間の対応を震前実施計画の基本とするなど、一定の期間内での対応を前提とすることで、必要な区域での集中的な実施など運用のノウハウの蓄積・共有等を効率的に行うことが目指されております。

2. 一方で、地震をきっかけにして、自宅の耐震性について関心を持たれた住民に向け、自宅訪問を行い、被害状況や耐震診断・改修など耐震性に関する情報提供を行う耐震性に関する相談等のサービス（以下「耐震性相談サービス」という。）は、耐震性の向上のための情報提供施策として有効です。応急危険度判定が実質的に耐震性相談サービスの機能を兼ねることを否定するものではありませんが、応急危険度判定と耐震性相談サービスは異なる性格を有するものと考えられます。

3. 被害の実態を踏まえて実施する応急的な安全性確保の期間が終了し、自宅

訪問型の耐震性相談サービスに移行する場合は、応急危険度判定を終了することが望ましいと考えられます。なお、当然ながら耐震性相談サービスに移行した場合、判定実施本部を維持する必要はありません。

以上

### 3. 被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの改訂

#### (1) マニュアル改訂案作成にあたっての考え方

- 震前マニュアル：判定活動中及び判定活動終了後において、建物被害や耐震化等に関する相談が寄せられることが想定されるため、震前計画策定にあたり所管部局へ相談体制の整備を促すことを記載する。
- 実施本部業務マニュアル：応急危険度判定は建物被害や耐震化等に関する相談対応とは異なる性格を有するものであることに留意し、応急的な調査の必要性が低下した場合は、判定活動を終了し、判定活動とは別に、所管課による建物被害や耐震化等に関する相談に応える住民サービスに移行するよう努めることを記載する。  
なお、上記の考え方を事前準備及び応急危険度判定実施時、両方に記載する。

#### (2) 震前対策編 1 市区町村震前マニュアル

- 第2 実施体制の確立  
2 震前実施計画の作成 (5) 判定実施期間 には、「震前実施計画上の判定実施期間は、10日間とする。」と記載されている。本文に改訂はないが、事務連絡が発出されたため、解説に記載する。

##### 【解説】

f 判定は、避難者の早期帰宅の実現を図るため、可能な限り早期に完了することが必要であることも踏まえ、このマニュアルでは判定実施期間を10日間として必要判定士数を算定することとしている。

(参考) 判定実施期間について、国土交通省より文書が発出されている。

「応急危険度判定活動の長期化の予防について」

(R3.4.8付け事務連絡)

- 業務マニュアルP24 第9 その他の体制整備  
この項の解説に、事前準備が必要となる場合も有るので、その他の業務について記載する。

##### 【解説】

d 建築の専門家ができるだけ早い時点で住民の相談等に応じることができれば被災者の精神的安定に大きく寄与する。また、判定活動中及び判定活動終了後において、建物被害や耐震化等に関する相談が寄せられることが想定されるため、市区町村の判定所管部局は震前計画策定にあたり、あらかじめ防災所

管部局へ下記のような事項にかかる相談体制の整備を促す。

- 応急危険度判定後の、被災度区分判定の実施にかかる相談
- 復旧のための相談
- 耐震性にかかる相談
- その他の相談

#### (3) 震後対策編 1 実施本部業務マニュアル

- 第17 実施本部業務の終了

“b” の記載の後に、次を“c” として挿入。

##### 【解説】

c 本来、応急危険度判定は建物被害や耐震化等に関する相談対応とは異なる性格を有するものであることに留意し、応急的な調査の必要性が低下した場合は、判定活動を終了し、判定活動とは別に、所管課による建物被害や耐震化等に関する相談に応える住民サービスに移行するよう努める。

なお、判定活動が終了し、建物被害や耐震化等に関する相談対応に移行した場合は、判定実施本部を維持する必要はない。

- 第18 実施本部解散後の対応

現 解説項目のあとに記載。

##### 【解説】

(「市区町村震前マニュアル 第9 その他の体制整備」より再掲)

建築の専門家ができるだけ早い時点で住民の相談等に応じることができれば被災者の精神的安定に大きく寄与する。また、判定活動中及び判定活動終了後において、建物被害や耐震化等に関する相談が寄せられることが想定されるため、市区町村の判定所管部局は震前計画策定にあたり、あらかじめ防災所管部局へ下記のような事項にかかる相談体制の整備を促す。

- 応急危険度判定後の、被災度区分判定の実施にかかる相談
- 復旧のための相談
- 耐震性にかかる相談
- その他の相談

### 4. さいごに

本改訂については、2022年(令和4年)5月27日に開催した全国協議会総会にて承認をいただきました。これを踏まえ、今後は、円滑な応急危険度判定活動が実施できるよう事前の体制を整えていただくようお願いいたします。

# 応急危険度判定支援ツールの実証実験の結果及び実用に向けた課題について

京都市都市計画局建築指導部建築安全推進課

## 1. はじめに

京都市では、京都市建築物安心安全実施計画※1に基づき、「事故・災害時に迅速に対応できる環境の整備」として、応急危険度判定の業務について ICT の活用により合理化を図ることを掲げている。 ※1 詳細は京都市HP 参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000282185.html>

その施策の一つとして、①スマートフォンを活用した判定調査とリアルタイム集計、判定結果のインターネット公開が可能な、応急危険度判定支援ツール※2（以下「判定支援ツール」という。図1）の導入、②復旧・復興の支援等に向けた他部局とのデータ連携の検討、に取り組んでいる。

※2 詳細は、「OQ 通信第23号（令和3年3月25日発行）」の「マルチプラットフォーム対応の応急危険度判定支援ツール（試験版）について」を参照

<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/files/2021/03/OQ23.pdf>



図1 判定支援ツールのイメージ（ESRI ジャパン提供）

## 2. 判定支援ツールを用いた実務訓練の結果

京都市では、2020年7月31日に、国立研究開発法人建築研究所、国土交通省国土技術政策総合研究所及び ESRI ジャパン株式会社の協力のもと、判定支援ツールの試験版を用い、RC造2棟を対象に実務訓練を実施した（図2）。

京都市をはじめ京都府及び宇治市から計10名の5班体制により実施し、総じて入力に違和感がないとの意見であった。また、実施本部を想定したモニターには、調査結果がリアルタイムでGIS上にプロットされるとともに、集計も自動化されるため、現状想定される手入力と比較し、大幅に合理化されると好評であった（図3）。

## 3. 各市町村における判定支援ツールの導入の意向について

2020年1月8日に、判定支援ツールの試験版がリリースされ、その後、各区市町村により、判定支援ツールを用いた実務訓練を実施しているものの、導入には至っていないと



図2 京都市での実務訓練の様子（建築研究所提供）

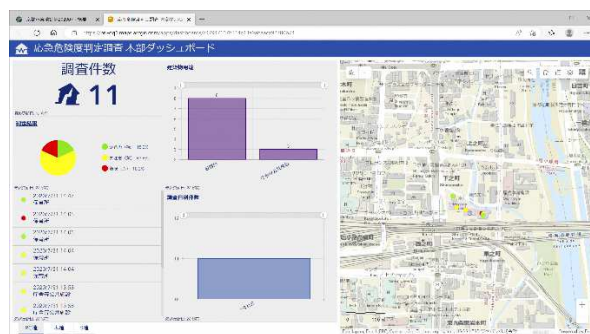


図3 判定支援ツールの試験版 結果画面例

（ESRI ジャパン提供）

のことである。

京都府被災建築物応急危険度判定協議会では、令和2年10月に、府内市町村の職員等を対象に、判定支援ツールの活用に関する研修を実施し、その後、導入に関するアンケート調査を実施したところ、京都市他2市は、導入に向け検討する意向であったが、その他23市町村は、導入しない意向であった。

導入に当たっては、棟数が多く、多くの判定士を短期間でマネジメントする必要のある、市町村において、スケールメリットが生じると思われる。

## 4. 判定支援ツールの実用化に向けて

判定支援ツールの実用化に向けて、すべての市町村にメリットが生じない前提の場合、市町村毎に導入することとなり、判定士の利便性を考慮すると、標準的なツールの仕様や運用ルール（例えば、「被災建築物応急危険度判定必携」や判定士

の登録講習の見直し、判定士のスマートフォンの活用の承諾やそのメールアドレスの登録、など）が必要と考える。

また、内閣府が2017年に改正した「住家の被害認定基準運用指針」・「実施体制の手引き」において、応急危険度

判定の結果を活用した、被害認定の判定の合理化及び効率化が記されている。今後、判定支援ツールの実用と合わせて、標準的な運用ルールの策定が、復旧・復興の迅速な支援につながると思う。

## 判定支援ツールを使用して

愛知県建築局公共建築部住宅計画課

### 1. はじめに

南海トラフ地震の切迫性が叫ばれるなか、愛知県においても甚大な被害が予測されており、被災建築物応急危険度判定活動の社会的意義はますます重要になっています。

愛知県及び県内市町村並びに建築関係団体で構成する組織である愛知県建築物地震対策推進協議会では、応急危険度判定活動を適確・迅速に実施できるように、模擬訓練・連絡訓練・判定コーディネーター講習会を県内市町村を6地域にわけ、地域持ち回りで毎年実施しています。

模擬訓練内容は、民間判定士の実地による判定技術の習得、行政職員の判定コーディネーターとしての業務である判定士の受け入れ体制の整備を図ることを目的に開催しています。令和3年度は、この模擬訓練と合わせて同様の内容で、行政職員を対象に判定支援ツールを使用した模擬訓練を実施しました。

### 2. 訓練実施概要

#### ●開催日時

令和4年1月11日（火） 13:30~16:00

#### ●訓練の想定

南海トラフ地震が発生した3日後から被災建築物の応急危険度判定を実施。

#### ●想定地震

令和4年1月8日 午前8時30分、東海・東南海を震源とする地震が発生。

この地震により尾張西地域では、震度6強以上の激しい揺れに襲われ、犬山市内の一部で建物が倒壊。

#### ●判定会場（集合場所）

犬山市役所 会議室

#### ●判定対象建築物

- ①木造住宅・・・犬山市営住宅（空き家）
- ②RC造建築物・・・犬山市役所分庁舎（解体予定）
- ③その他建築物・・・判定会場に貼り付けた写真

#### ●参加判定士

行政職員 12名

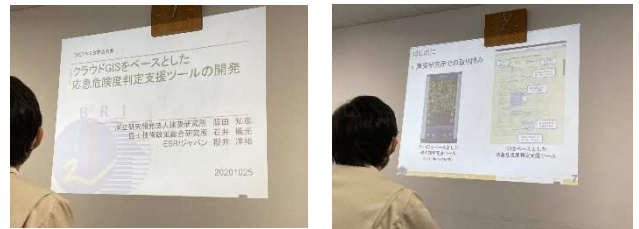
#### ●機材・資料

タブレット、判定結果を集計するパソコン等の機材は、国立研究開発法人建築研究所（以下、「建築研究所」という。）で準備いただき、判定ガイダンス用のビデオ及び模擬訓練説明用の資料等は、主催者側で準備しました。

#### ●判定支援ツールを使用した模擬訓練の流れ

##### (1) 訓練方法の説明

試用するクラウドGISをベースとした判定支援ツールについて、開発の方向性や効果について建築研究所よりご説明いただいた後、配付資料により、訓練方法について説明を行いました。



判定支援ツールの説明

##### (2) 判定ガイダンス

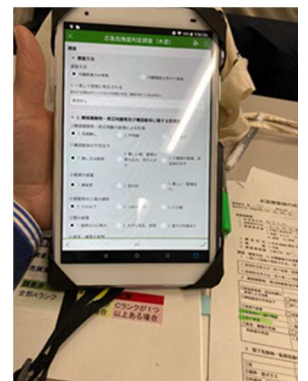
判定コーディネーター役の行政職員が、全国被災建築物応急危険度判定協議会作成の「応急危険度判定マニュアル」のビデオを上映し、応急危険度判定制度について判定ガイダンスを行いました。

##### (3) 判定模擬訓練

会議室にて、想定条件や現地で判定する以外の判定項目の内容をスクリーンに映し出し、操作方法のレクチャーを受けながら、支援ツールに入力していききました。



判定支援ツールに入力





その後、2名を1チームとして、判定対象建築物のある場所へ移動し、木造住宅、RC造建築物の現地による判定模擬訓練を約30分ずつ、下げ振り、クラックスケール等を用いて対象建築物の傾斜の測定及び目視による外壁、柱の被害や落下危険物などの外観調査を行い支援ツールに入力していききました。

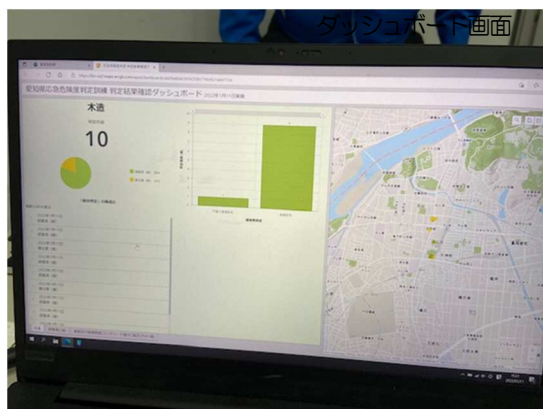
すべての項目を入力後、自動で総合判定が行われ、支援ツールで撮影した外観等の写真を添付して、現地で判定結果を送信しました。

今回は、建築研究所にWi-Fiをご準備していただき、通信環境を整えていただきましたので、現地より送信できました。



現地による判定模擬訓練

現地で送信した総合判定の結果は「ダッシュボード」という画面で地図上に判定結果を表示されます。現地にて送信後6秒ほどで集計され、リアルタイムで更新されており、判定終了後、会議室に戻り、建築研究所にご説明いただきました。



ダッシュボード画面

### 3. 訓練後アンケート

- ・入力も難しくないと感じ、判定結果も自動で判定することができるため使いやすいと感じました。
- ・カメラも使えるので、有効に使用できると思います。
- ・入力の際に判定の基準値などが表示されると好いなと思います。
- ・調査票の記入欄にポップアップで解説が表示されると良いと思いました。
- ・コメント欄の入力の際に、定型文の候補があると判定ス

テッカーに記入する時間も短縮できるかなと思いました。

- ・地区によって被害状況が一目でわかりやすいと思います。
- ・写真や地図と対応できるので、問合せが来たときに対応しやすい。

### 4. 最後に

支援ツールの入力は、現地判定の際、建築研究所に同行しサポートいただいたので、スムーズに行えていました。慣れるまでは、入力に戸惑う部分もあると思いますが、慣れば、紙による調査票のような記入漏れもなくなるので、実施本部の確認作業の時間が短縮され、調査票に記入するよりも判定にかかる時間も短縮できると思います。判定士自身のタブレットやスマートフォン等で使用できるようにアプリ化されれば、より使いやすくなると思います。

判定結果を送信する際には通信環境が必要となりますが、通信環境が悪い場合は、判定結果をタブレットに保存しておき、通信環境が良いところで自動的に送信されます。実際に使用する場合は、通信環境や通信にかかる費用等をどのように対応するのか検討が必要だと思います。

また、判定結果を送信するとリアルタイムで集計されて地図上で判定が表示できるため、どのエリアが危険・要注意・調査済の判定が多いかなどわかりやすく、進捗状況の確認が一目でわかり、一覧に出力もできるので、判定結果を集計する際や判定実施区域の設定等の時間短縮につながります。

このシステムは、応急危険度判定に特化して開発されたものではなく、タブレットで入力する項目は、任意で設定できるため、過去には、被害認定調査や様々な調査に活用されているということです。名古屋市では、防災無線の聞こえる範囲を特定するために利用されているということです。

支援ツールに表示される地図は、GISや航空写真のレイヤにも対応できるので、土地勘がない応援判定士でも判定実施区域がわかりやすくなると思います。

タブレットやシステムの導入の費用については、引き続き運用部会での検討をお願いしたいと思います。様々な調査にも活用できるので、被害認定調査などと共同で導入できると良いと思います。

資料提供：建築研究所

# 広島県被災建築物応急危険度判定連絡訓練（Web機能を利用した連絡訓練）について

広島県土木建築局建築課

## 1. はじめに

広島県では、全国被災建築物応急危険度判定協議会より毎年実施される全国連絡訓練のほか、平成29年度より年1回程度、広島県独自の取り組みとして、全登録判定士を対象とした広島県被災建築物応急危険度判定連絡訓練（Web機能を利用した連絡訓練）を実施しています。

## 2. 実施の経緯（立案から訓練開始まで）

広島県では、平成28年12月に熊本地震や鳥取県西部地震で明らかになった課題を踏まえ、県内協議会において、県内災害を想定した課題解決ロードマップを作成しています（表1、詳細は <https://www.kenchiku-bosai.or.jp/oq-tsushin25> 参照）。

この時、地震発生後の対応として、現状の大規模地震発生後の民間判定士への協力要請が、広島県建築士会及び広島県建築士事務所協会（以下、「関係団体」という。）を通じた電話での個別連絡であることから、迅速かつ大量の判定士を必要とする状況下での連絡方法として課題があるも

表1 県内災害を想定した課題解決ロードマップ（令和3年度版）

のとしました。そのため、この課題に対する解決策として「民間判定士に係る迅速かつ円滑な連絡手段の整備」を目標と位置付けたことが、Web機能を利用した連絡訓練実施の契機となります（図1）。

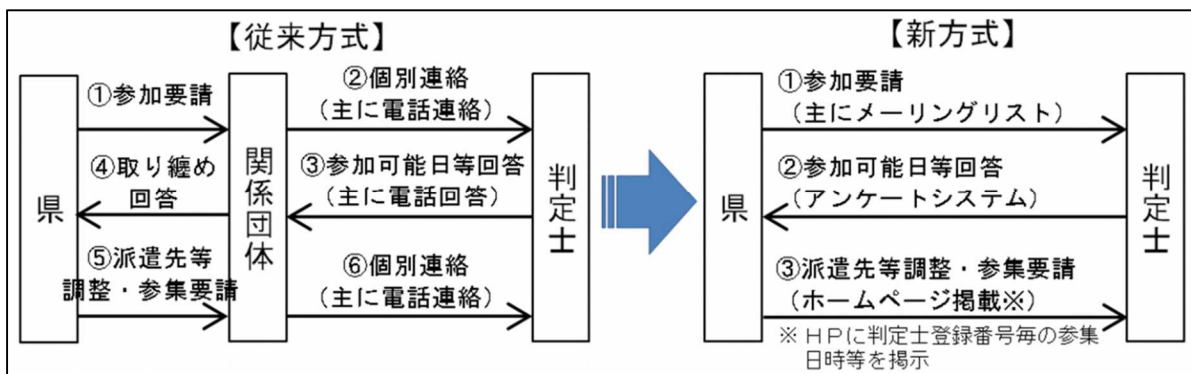


図1 当時の新連絡体制のイメージ

その後、どのような連絡体制を構築すべきか関係団体と協議を重ねていく中で、平成24年度から実施していた判定士登録時におけるメールアドレスの登録を行ってきたこともあり、県のメーリングリストシステムを活用した、メールやHPを通じた県から判定士に対する直接参集要請する仕組みを整え、平成29年12月に「第1回連絡訓練」として実施しました。

当初訓練時は、メーリングリストシステムを用いて、登録判定士に一斉送信にて実施していましたが、当時は、予算を確保しシステム構築するよりも、現在あるシステムの中でできることを模索しながら訓練実施に向けて取り組んでいた

中、実施後のアンケートの中で『広島県HP作成機能の一つとして備わっている「アンケート機能」を活用してみてもどうか』との意見があり、これを踏まえて平成30年3月にWeb機能を利用して「第2回連絡訓練」を行ったことが、現在の広島県が独自の取り組みとして行っているHP作成機能の「アンケート機能」を利用した連絡訓練に至ったのだと当時の担当者からは聞いております。



### 3. Web機能を利用した第6回連絡訓練について

#### (1) 訓練概要

今年度実施した第6回連絡訓練の概要は案内チラシ(図2)

のとおりです。地震想定は、「広島県地震被害想定調査報告書(H25.10)」から選定し、訓練実施予定日の1か月前頃にはこの案内チラシを作成しています。

広島県

## 第6回 広島県被災建築物応急危険度判定連絡訓練

令和4年4月14日(木)~15日(金) 連絡訓練実施!!

14日(木) 7:00 地震発生!  
五日市断層帯(五日市断層), マグニチュード7.0

※連絡訓練はメールアドレス登録者を対象としています。

**訓練開始**

フロー1

参加要請

連絡方法: **メール**(広島県→判定士) ※本文にはフロー2, 3に關係するリンクを貼っています  
 連絡時間: **4月14日(木) 8時頃**を予定しております

フロー2

参加表明

回答期限: **4月14日(木) 21時まで**  
 回答方法: **Web機能を利用して回答** ※URLからシステムにアクセスして、回答してください  
 入力内容: ①氏名(漢字・フルネーム)  
 ②判定士登録番号(登録証の右上の番号)  
 ③参加可能かどうかの確認(下記の期間で参加できる期間を選択)  
 ( 第1次判定活動 4月16日(土)~18日(月)  
 第2次判定活動 4月19日(火)~21日(木)  
 第3次判定活動 4月22日(金)~24日(日) )  
 ④緊急連絡先(判定士本人と直接連絡が取れる番号)  
 ⑤判定可能な市町名

フロー3

参集要請

連絡方法: **広島県ホームページに掲載** ※参加表明した方にはメールでも連絡します  
 掲載時期: **4月15日(金) 12時頃**を予定しております  
 U R L : <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/oukyu-madoguchi/oukyu06.html>

**訓練終了**

判定実施市町及び被害状況(被害の大きい市町のみ掲載)

広島県地震被害想定調査報告書(H25.10)

判定実施市町	全壊棟数(棟)	半壊棟数(棟)	計(棟)
広島市	2,390	17,558	19,948
廿日市市	435	2,466	2,901
府中町	17	345	362
海田町	15	244	259
呉市	0	169	169
坂町	1	132	133
安芸太田町	0	63	63
江田島市	0	60	60

判定士登録番号は登録証の右上の番号です!

広島県地震被災建築物 登録番号 番●●●●●

応急危険度判定士登録証

氏名 杉倉 太郎  
 生年月日 昭和56年6月1日  
 資格 一級 建築士  
 番号 ●●●●●  
 血液型 A型

フロー2で入力する番号はこちらです

<注意>  
建築士番号ではありません

お問い合わせ 広島県 土木建築局 建築課 構造審査グループ 082-513-4159 FAX 082-223-2397 ✉ [dokenchiku@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:dokenchiku@pref.hiroshima.lg.jp)

詳しくは広島県ホームページをご覧ください

応急危険度総合窓口

図2 第6回連絡訓練の案内チラシ

(2) 訓練前

案内チラシを作成後は、訓練開始までに登録判定士に周知を図っていきます。

広島県では、Web機能を利用した連絡訓練を開始した平成29年度から、全国被災建築物応急危険度判定協議会が年1回発行している「OQ通信」に倣い、メールマガジン「広島県版OQ通信」を作成しています。メールマガジン「広島

県版OQ通信」は、判定士へ配信（年4回程度）し、定期的な情報提供を行うことで判定活動への動機付けとしています。

そのため、連絡訓練についてHP上で周知を行うと同時に、全登録判定士へメールマガジン「広島県版OQ通信」を配信し、連絡訓練への参加をお願いしております（図3）。

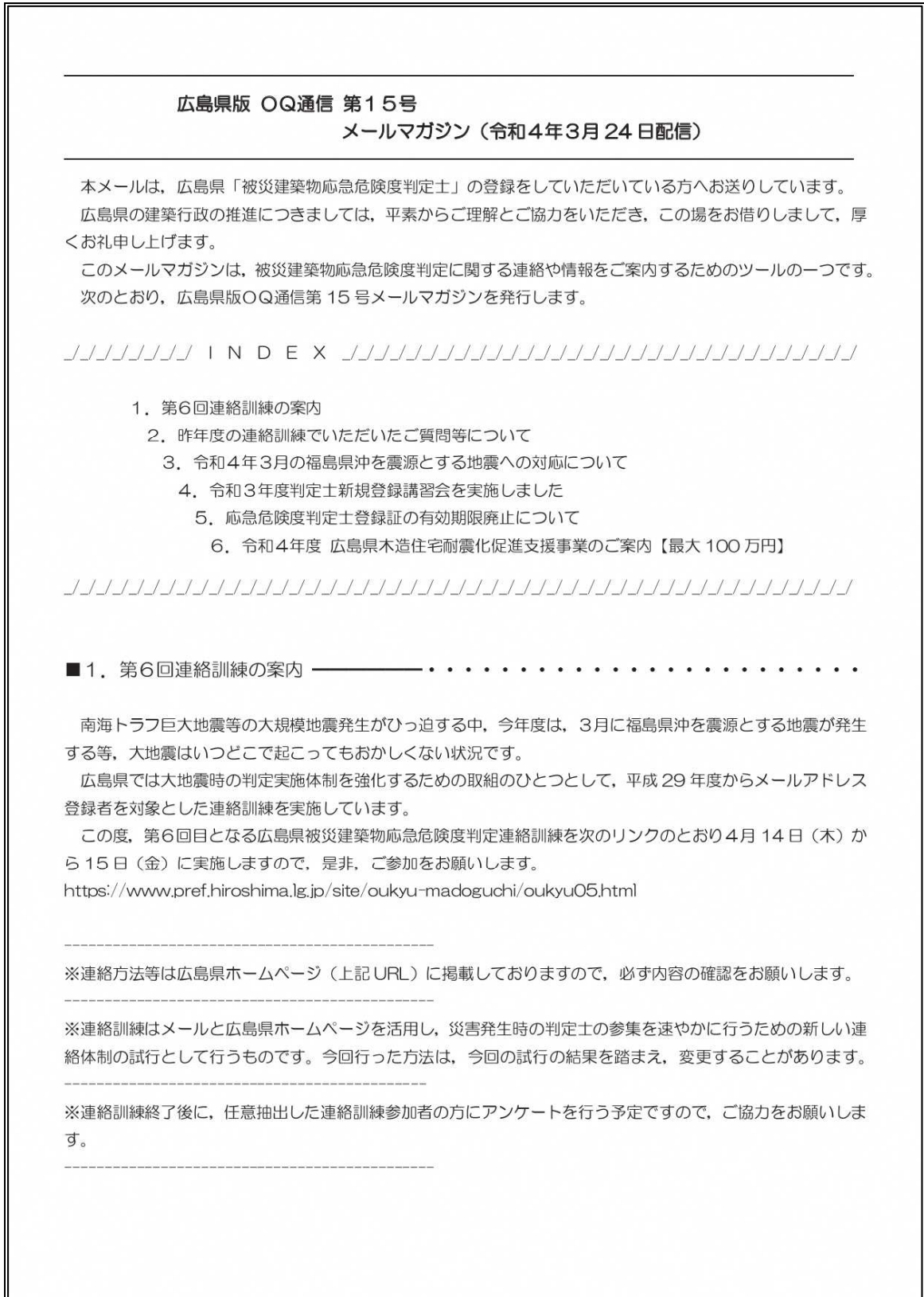


図3 広島県版OQ通信第15号メールマガジン



### (3) 訓練中

訓練手順は、前述したとおり、フロー1（参加要請）、フロー2（参加表明）、フロー3（参集要請）の順に進めていきます。

### ①フロー1：参加要請（広島県→判定士）

訓練当日の午前7時に地震が発生したと想定して、午前8時頃にメーリングリストシステムを用いて、登録判定士に参加要請メールを一齐送信します（図4）。



図4 フロー1 参加要請メール

### ②フロー2：参加表明（判定士→広島県）

登録判定士の方々には、当日の午後21時頃までにWeb機能を活用したアンケートにて参加表明を行って頂きます。

このアンケートページは機能上一般公開となるため、基本的にどなたでも閲覧することができますが、広島県HP上で当該ページを案内することはしておらず、実質アンケートページのURLを知っている方のみ（登録判定士の方々のみ）が閲覧できるものとなっております。

また、アンケート回答ページは〇×などで簡単に答えられるようなもので、3分ほどで回答可能なものとなっております（図5）。

訓練翌日において、参加表明アンケートの結果から参集場所ごとに判定士の仕分けを行い、判定士に対して参集要請を連絡できるように担当職員が調整を行っていきます。

Web機能のアンケートでは、アンケート結果をCSVデータで取得でき、それを元に手作業で仕分けをしていきます。



図5 フロー2 参加表明アンケート

なお、職員が判定士の派遣先について仕分けする際は、事前に用意してある被害想定を参考にして派遣人数を振り分けた上で調整しています。

私が担当職員として判定士の仕分け作業を行った感覚として、判定士ごとに参集可能な日にちや市町が異なるため、作業時間として思ったより時間がかかるなど感じました。初めて行う作業だったことも要因だとは思いますが、第6回連絡訓練時の仕分け作業時は、始業時から作業して判定士への参集要請の連絡できたのが14時頃になってし

まいました。

この仕分け作業後は、HP上で参集要請として情報を掲示すると同時に、メーリングリストシステムを用いて登録判定士にメール連絡し、判定士の参集日時と参集場所を周知しています(図6)。実際に地震が発生した際は、この後に個人で用意するもの、集合場所、集合時刻、駐車場の有無、宿泊施設及び交通状況などの情報を同HP上に掲示するようにしておりますが、本訓練時では参集要請を掲示するまでで訓練終了としております。

トップページ > 被災建築物応急危険度判定-総合窓口- > 【連絡訓練フロー3】参集要請 (訓練中<<集計結果>>)

### 【連絡訓練フロー3】参集要請 (訓練中<<集計結果>>)

🏠 通常ページへ戻る 掲載日: 2022年4月15日

広島県内で大きな被害の生じる地震が発生して、迅速かつ大量の判定士が必要な場合の広島県被災建築物応急危険度判定の連絡方法として、「連絡訓練フロー3:参集要請」に関する情報をこちらに掲示します。

#### 判定活動期間及び参集場所【連絡訓練中】

判定士登録番号順に並べていますので、そこから自分の判定士登録番号を探していただき、参集場所と判定活動期間を確認してください。**なお、これで今回の連絡訓練は終了となります。現地への参集は行いません。**

※ 判定士登録番号は登録証の右上の番号となります。(建築士番号ではありません。)

※ 参集場所は判定実施市町を記載しております。詳しくは下の「詳細な情報」を確認してください。**(今回の連絡訓練では現地への参集は行わないので、詳細な情報まで掲示しません。)**

※ 判定活動期間は第1次が4月16日～18日、第2次が4月19日～21日、第3次が4月22日～24日となります。

※ 今回の訓練で、**設問Q6第1次から第3次では参集できないが、1日、又は2日間であれば参集可能と回答された方は、下記の表では掲示しておりません。**  
(実際に地震が発生した時には、個別にご連絡させていただき、調整させていただく可能性があります。)

※ 下記の表の判定士登録番号に「★」印があるものは、入力いただいた番号に対応する氏名が県の登録と一致しなかったものを示します。(入力いただいた番号を優先し、記載しています。)

判定士登録番号	判定活動期間	参集場所
113	第1次	広島市
120	第1次	広島市
234	第1次	呉市
271	第1次	広島市
274	第1次	広島市
376	第1次	広島市
406	第1次	広島市
412	第1次	呉市
417	第1次	広島市
451	第2次	海田町
526	第1次	廿日市市
578	第1次	海田町
608	第1次	広島市

図6 フロー3 参集要請結果

#### (4) 訓練後

訓練後は、参加表明時と同様にWeb機能を利用したアンケートを実施し、次回以降の開催に向けて課題の整理等を行っております。アンケート結果についても整理した上

で、HP上に掲載しております。

第6回連絡訓練のアンケートでは、訓練参加者（170名）以外にもお願いしたため、224名の回答を頂きました（図7）。

### 第6回 広島県被災建築物応急危険度判定連絡訓練 実施状況・アンケート結果

- 訓練実施日：令和4年4月14日（木）～ 令和4年4月15日（金）
- アンケート実施期間：令和4年5月 9日（月）～ 令和4年5月16日（月）
- 実施状況

	人数（名） （前回人数）	割合（％） （前回割合）
① 判定士登録者数	2,300 (2,353)	-
② 連絡訓練参加者数	170 (228)	7.4 (9.7)
③ アンケート回答者数	224 (117)	9.7 (5.0)

図7 アンケート集計結果について

#### 4.Web機能を利用した連絡訓練の考察

アンケートより、「どの端末で参加表明（フロー2）をしましたか？」の問いに対して、主にパソコンからの回答が多く、続いてスマートフォンやタブレット端末からの回答も多い結果となっています（図8）。登録判定士のほとんどは建築関係従事者であり、仕事によっては現場に出向くことも多い職種であるため、このように職場内等でデスクワークしている判定士だけでなく、現場や出張などで職場を離れている方にも参加要請できることは非常に有効な連絡手段であると感じています。

参加要請時にはPCメールアドレスおよび携帯アドレスともに送付しているところですが、意見の中には、『送付して頂いたPCメールアドレスは週に1回程度しか確認しないので、今回のメールに気づかなかった』などの意見もあり、どちらか一方のアドレスしか登録していない判定士にとっては、登録アドレスに送ったとしても気づかないケースもあるようです。連絡する際にはPCメールアドレスおよび携帯アドレスともに送付することが有効であるため、登録判定士

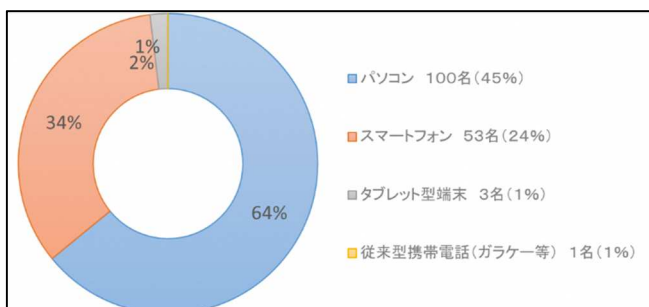


図8 端末別の回答方法について（非参加者を除く）

にはどちらのメールアドレスも登録して頂くよう今後も呼び掛ける必要性を感じました。

次に、「あなたは五日市断層帯（五日市断層）を震源とする地震（想定マグニチュード7.0）の存在をご存知でしたか？」の問いに対して、6割近い方が知って頂いているものの、残り4割の方は知らないという結果となっています（図9）。このように、連絡訓練を機に、自身が住む地域内の震源地やその被害想定規模などを知って頂くことができ、判定活動への動機付けとして非常に期待できるものと感じています。

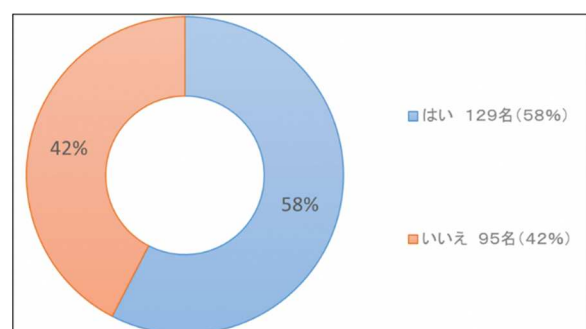


図9 連絡訓練で想定した震源地の認知度について（非参加者も含む）

次に、「今回、連絡訓練で想定した地震が実際に発生した場合、あなたは判定士として参加できましたか？」の問いに対して、76名が参加できると答えて頂いています（図10）。実際の地震発生時にアンケートと同じ回答をいただけるとは限りませんが、少なくとも地震発生時を想定し、判定活動に参加可能かどうか、自分事として考えるきっかけとしての啓発の側面に加え、200人を超える判定士の方



から直接レスポンスを受け取ることができる即時性の観点からも、この連絡方法による参集連絡が有効であると考えています。

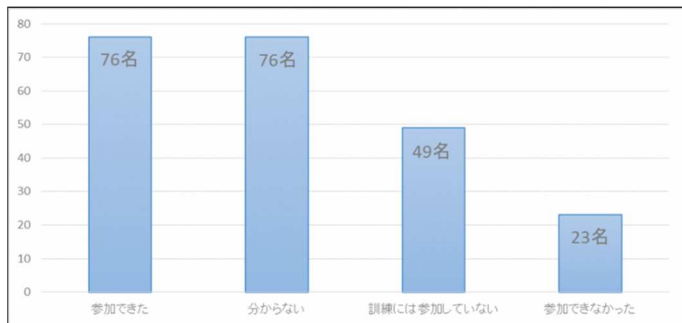


図 10 参集可否について（非参加者を除く）

最後に、「今回、連絡訓練で行った連絡方法はどうか?」の問に対して、「分かりやすい」と答えた方と「普通」と答えた方を含めて、203名の良い意見を得られました（図11）。まだまだ課題などありますが、参加者からは一定の評価を得ており、今後も有効な連絡手段となるように改善していく必要があると感じています。

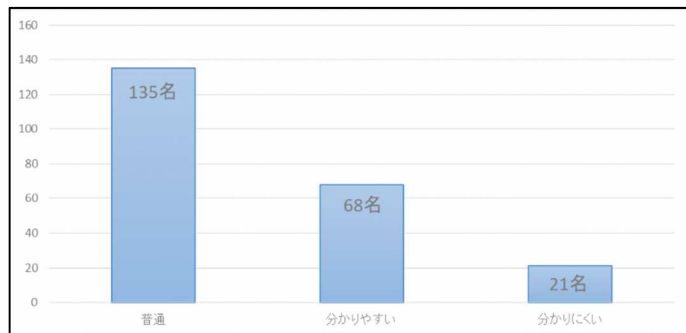


図 11 訓練方法について（非参加者を除く）

## 5.おわりに

We b機能を利用した連絡訓練を現在6回行ってきて中で、特に判定士からの苦情や混乱等はありませんが、第1回連絡訓練時（メーリングリスト）から『メールが届かない』などの意見を頂いています。HPや広島県版OQ通信等で開催実施の案内や迷惑メール設定を解除のお願い等呼びかけ

## 判定士の皆様へ

転居などにより登録内容に変更が発生した際は、登録先へ変更届のご提出をお願いします。

問い合わせ先：山形県県土整備部建築住宅課 建築安全推進担当  
 TEL 023-630-2640  
 FAX 023-630-2639

発行/全国被災建築物応急危険度判定協議会

ホームページアドレス <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/oq/> ※OQ通信のバックナンバーは協議会HPから閲覧できます。

を行っていますが、現在でも参加率は全登録判定士の1割程度と少なく、参加者の確保や周知方法が今後の課題と感じています。

また、登録判定士の連絡先を含む台帳の適切な更新については、これまで免許の更新（5年更新）の時期を捉えて、各判定士に更新依頼の文書を同封し、更新を行ってきたところですが、令和4年1月17日より更新に係る判定士の負担軽減などの観点から、登録証を見直し、有効期限を廃止することとしたほか、従来からあった電子申請システムを改修し、更新申請などの申請手続を全て電子申請で行えるよう（登録写真も電子上にアップロードできるよう）完全電子化とし、メールアドレスの変更や登録をより簡便に行えるよう業務改善を行いました。このことにより更新手続き等の電子申請件数が昨年度の5倍以上となる結果がでており、今後の登録判定士との円滑な連絡体制の確保に寄与するものと考えています。

以上ご紹介しましたように、We b機能を利用した連絡方法は民間判定士との連絡手段として有効な手段であるとアンケート結果からも得られていますが、民間判定士だけに留まらず行政間同士での連絡手段として実効性及び効率化向上に向けた可能性も感じています。例えば、全国協議会で毎年実施する全国連絡訓練時の参集要請や派遣人数報告など、従来ではExcel様式にまとめてメールで連絡しているところですが、ご紹介したようなWe b機能を利用した連絡方法を活用することで、回答している又はしていない行政庁の把握や参集人数の集計など、より簡便かつスムーズに運用できるのではないかと考えています。

最後になりますが、広島県独自のWe b機能を利用した連絡方法が今後の被災建築物応急危険度判定士の新しい連絡方法の発展に繋がるなど、被災時におけるスムーズな判定活動へ寄与できれば幸いです。